

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

平成29年1月16日

掛川市長 松井三郎

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画 地区計画の決定（下垂木地区）

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所及び意見書の提出先

掛川市役所都市建設部都市政策課（郵便番号436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

4 縦覧期間

平成29年1月16日（月）から平成29年1月31日（火）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）